

新型コロナウイルス感染症に係る学校の対応

【ケースA】

感染が確認された
児童生徒及び教職員

- 児童生徒は出席停止
- 教職員は傷病休暇

【感染確認後の学校の対応】

- 臨時休業（0～3日間）
校内の消毒及び感染経路の確認、感染者と接触のあった児童生徒及び教職員の特定 等
- ※ 休業の期間は、関係機関と協議の上決定
- ※ 学校内で感染が拡大している可能性が低い場合は臨時休業は行わない

- 学級閉鎖 ○ 学年閉鎖
- 臨時休業の延長

- ※ 閉鎖や休業の期間や範囲については、感染者及び濃厚接触者（疑いも含む）の状況に応じ、関係機関と協議の上決定

関係機関、医師の許可が得られれば登校（出勤）可能

【ケースB】

感染者と接触のあった児童生徒及び教職員
・体調不良等によるPCR検査受検者

- 児童生徒は出席停止
- 教職員は特別休暇（出勤困難休暇）
※ 医師や関係機関の判断を仰ぐ

PCR検査：陽性

PCR検査：陰性

濃厚接触者は、
感染者に最後に
接触してから2
週間の自宅待機
による経過観察

(出席停止
・出勤困難休暇)

関係機関、医師の許可が得られれば登校（出勤）可能

【ケースC】

感染疑いの親族等と同居している
児童生徒及び教職員

- 児童生徒は出席停止
- 教職員は特別休暇（出勤困難休暇）
※ 医師や関係機関の判断を仰ぐ

感染疑い同居者
のPCR検査：
陽性

感染疑い同居者
のPCR検査：
陰性

【ケースB】へ

登校（出勤）

※ 緊急事態宣言が発令された場合等においては、保健所・関係各課と協議の上、市内一斉の対応等について検討する。

※ 全ての対応にあたっては、児童生徒等の人権に十分配慮する。（学年、氏名等は公表しない。）